

## 債権法改正に関する意見

### <ファイナンス・リースの典型契約化に関する意見>

ファイナンス・リースの典型契約化については、リース取引の多様性に配慮し、リース取引が実体経済において認められている本来の役割が損なわれることのないよう、慎重に議論いただきたい。

### <理由等>

リース会社は、顧客ニーズに合わせて多様なサービスを提供しており、リース取引の内容は様々で多様性がある。リース取引に関する分類を見ても、会計上の「ファイナンス・リース」や「オペレーティング・リース」、メンテナンスが付帯されていることに着目した「メンテナンス・リース」、リース期間満了後に継続して同一物件をリースする「再リース」等、様々な分類・呼称がある。

このように多様性を有するリース取引を、すべて「ファイナンス・リース」として典型契約化した場合、結果として、会計上の取扱いや倒産処理における取扱いが、リース取引の多様性にかかわらず統一されてしまう懸念がある。

例えば、民法（債権関係）部会資料において、「ファイナンス・リース」のリース料に関して、リース物件の使用収益の対価ではなく、融資の返済としての性格を有する点に着目した記述が散見されるが<sup>1</sup>、これは「ファイナンス・リース」を、一種の信用供与契約として捉えているものと想定される<sup>2</sup>。仮にリース取引の全部が「ファイナンス・リース」とされた場合、「ファイナンス・リース」であるとの一事をもって、現在、会計上のオペレーティング・リース取引についても信用供与契約の範疇に含まれてしまう懸念がある。

また、倒産の局面における「ファイナンス・リース」の取扱いの観点から「ファイナンス・リース」を典型契約化する必要があるとの意見もある<sup>3</sup>。しかし、倒産処理に関しては、「ファイナンス・リース」を金融契約であるとの理解を前提に、リース契約を担保契約と捉えて処理すべきという見解<sup>4</sup>も有力であり、リース取引の全部が「ファイナンス・リース」とされた場合、「ファイナンス・リース」であるとの一事をもって、信用供

<sup>1</sup> 部会資料 18-2 (51 頁等)

<sup>2</sup> 第 15 回部会で、消費貸借における「抗弁の接続」に関して、「リース契約なども含め、他の契約形態をとった第三者与信の場合（中略）までカバーできるような形で規定を置くべき」との発言があり、リース契約を信用供与契約として捉えていると考えられる。

<sup>3</sup> 第 18 回部会議事録 (PDF 版) 51 頁

<sup>4</sup> 山本和彦「債権法改正と倒産法 (上)」NBL No924

与的性格の弱いリース取引が金融契約と同等に取扱われる懸念がある。なお、リース提供者はリース物件の完全なる所有権を有しており、リース契約を担保契約として捉えることは、取引当事者の理解とは大きく乖離しているし、所有権がなぜ担保権に変質するのか、その論理的根拠が明確ではないと考える。

特に自動車リースは、中古車市場が成熟しているため、相当額の残価を設定したノンフルペイアウト方式の取引が主流で、また、取引全体の約7割がメンテナンス・リースであるなど、信用供与契約としての側面よりも賃貸借契約としての側面の方が強いと考えられている。「ファイナンス・リース」の典型契約化により、このような自動車リース契約の特性が捨象され、一律の取扱いを受けることには強い違和感があり、結果的に自動車リース契約の特性が没却されてしまうおそれがあると考ええる。

一方、多様性のあるリース取引のうち、特定の要素を有するもののみを取り出し、これを「ファイナンス・リース」として典型契約化することも、議論の整理のあり方としては考えられる。この場合、民法に規定のあるリース取引と、民法に規定のないリース取引が混在することとなり、リース取引の当事者に混乱が生じる懸念があるため、「ファイナンス・リース」の定義を明確にし、当事者に混乱を来たすことのないようご配慮いただきたい。

以上